

【名取市税よもやまばなし・第7回】

今回は、【延滞金】のお話です。

タックス君：実は税金の納付が遅れちゃってて・・・家賃とかローンの支払いが遅れると遅延損害金が発生するのは知ってるけど、もしかして税金にもあるのかな？

税子さん：うん、国税通則法や地方税法といった法律に、税金にも延滞金が発生するって定められているの。率は年によって変わるけど、令和6年中は期限の翌日から最初の一か月は年間2.4%、以降は年間8.7%になっていて、日ごとに計算されるわ。

タックス君：延滞金は納付したくないんだけどどうしたらいいかなあ・・・

税子さん：納期内に納付している人との公平性を確保するための制度だから、延滞金を納付したくないなら納期限内に納付することが必要ね。

タックス君：うう・・・わかったよ。延滞金がこれ以上増えないように、さっそく納付に行ってくるよ。

※特別な事情があり、納付が遅れる場合は、事前に税務課へご相談ください。

このページに関するお問い合わせ先

問 名取市総務部税務課納税推進係
電話 022-724-7113